

調達要求番号：G26-S26-2000369772-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号等	EKIMU	仕 様 書 番 号	SKS-9-00033
名 称	修理（エアコン）／ 沖縄海洋観測所	防衛大臣承認年月日	—
		作 成 年 月 日	令和8年7月7日
		改 正 年 月 日	—
		海上自衛隊沖縄海洋観測所	

1 総則**1.1 適用範囲**

この仕様書は、海上自衛隊における修理（エアコン）／沖縄海洋観測所について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、関連文書については、この仕様書に記載した事項の理解を助けるものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

a) 引用文書**法令等**

労働安全衛生法（昭和23年法律第186号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

海上自衛隊経理執務要領について（海幕経第143号。8. 3. 27）別紙及び別冊

b) 関連文書**1) 法令等**

海上自衛隊契約規則（平成27年海上自衛隊達第4号）

2) 技術図書

当該機器取扱説明書

2 役務に関する要求**2.1 対象品目及び数量等**

対象品目及び数量等は、調達要領指定書により指定する。

2.2 役務の内容

役務に内容は、調達要領指定書により指定する。

2.3 対象期間及び時間等

対象期間及び時間等は、調達要領指定書により指定する。

2.4 履行場所

履行場所は、調達要領指定書により指定する。

2.5 部品、材料及び機材等

役務に必要な部品、材料及び機材等は、契約の相手方が準備する。

2.6 撤去品（発生材）の処理

役務に伴い発生した売り払い不能の廃材については、契約の相手側が適切に処分する。ただし、監督官が有価物と判断し返納を指示した場合は、撤去品（発生材）調書を作成し、現品と共に官側に返納する。

2.7 清掃・後片付け

作業終了後、当該作業に関連する部分の清掃及び後片付けを十分に行う。

3 監督・検査

3.1 監督

監督官は、海上自衛隊経理執務要領についてを標準とするほか、仕様書に基づく要求事項に適合しているかを、立会い又は書類審査により確認する。

3.2 検査

検査官は、海上自衛隊経理執務要領についてを標準とするほか、現場確認及び書類審査を行う。

4 下請負

4.1 下請負承認申請書

この作業の一部を下請業者に委託する場合は、下請負承認申請書を作成し、監督官の承認を得た後、契約担当官等の承認を得る。

4.2 コンプライアンスの遵守

契約の相手方は、下請負等に対してコンプライアンス意識の徹底及び遵守を図る。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は、表1による。

表1－提出書類

番号	書 類 名	部数	提出時期	提出先	備 考
1	工 程 表	1	工程調整後速やかに	監督官	様式適宜
2	下 請 負 承 認 申 請 書	2	必要の都度速やかに		別紙様式第 2 4 ^{a)}
3	不 具 合 箇 所 対 策 表	2			付図 3
4	撤去品（発生材）調書	3			別紙様式第 3 2 ^{a)}
5	終 了 届	3	役務終了後速やかに	検査官	別紙様式第 2 9 ^{a)}

注^{a)} 海上自衛隊経理執務要領について（海幕経第143号。8. 3. 27）別紙及び別冊

5.2 安全等

- 作業中は、常に安全に留意して現場管理を行い、事故防止に努める。また、契約の相手方の故意又は過失により事故等が発生した場合は、契約の相手方の責任とする。
- 火気の使用や溶接作業等を行う場合には、当該部隊の責任者の許可を得るとともに、火気の取扱に十分注意し、適切な消火設備等を設けるなど火災防止処置を講じること。
- 喫煙は指定された場所で行い、毎日の作業終了後、消火及び整頓状況を確認する。
- 契約の相手方は、作業実施中、他の施設に損害等を与えないよう留意し、契約の相手方の故意又は過失により、設備、展示物及びその他、官所有の国有財産、物品を滅失又は毀損した場合、契約の相手方の負担において元の状態に復旧しなければならない。
- 請負者は、各作業員が社会保険に加入していることがわかる書類を官側に提示する。適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、特段の理由がない限り現場入場を認めない。

5.3 秘密保全等

- a) 契約の相手方は、この役務全般において守秘義務を負い、この役務で知り得た官有施設及び装備品の状況等、一切の情報を第3者に漏洩、又は利用してはならない。（防衛省の許可なく部外への利用もしくは公表等を行ってはならない。）
- b) 契約の相手方は、官側が示した資料等を役務場所以外に持ち出してはならない
- c) 契約の相手方は、日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していない者を配置すること。

5.4 賠償責任

契約の相手方は、故意又は過失による契約の相手方の責に帰すべき事由により、設備、展示物及びその他官有の国有財産、物品を滅失又は毀損した場合は、修補若しくはその損害を賠償しなければならない。

なお、万が一、設備等を滅失又は毀損した場合は、現場を保全した上で速やかに監督官に報告するとし、応急処置を除き、官側に無断で補修等を行ってはならない。

5.5 事故等の責任

役務作業中、作業従事者等の故意又は過失等により発生した事故は、すべての責任を契約の相手方が負う。

5.6 留意事項

- a) 契約の相手方は、役務の実施にあたって部隊の運用に支障を与えないよう官側と十分に調整を行い、作業等の計画を立てる。
- b) 契約の相手方は、基地内施設への立入り、車両等の乗入れ等に係る諸手続きを官側規則に基づき行う。
- c) 契約の相手方は、役務作業に係る安全対策等を適切に行い、作業従事者の隊内における服務についても、隊内規則を遵守する。

5.7 疑義事項

この仕様書に疑義を生じた場合は、契約担当官等と協議する。

調達要領指 定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	G 2 6 - S 2 6 - 2 0 0 0 3 6 9 7 7 2 - 0 0
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8 年 7 月 7 日
	作 成 部 課	海上自衛隊沖縄海洋観測所
	作 成 年 月 日	令和 8 年 7 月 7 日
品 名	修理（エアコン）／沖縄海洋観測所	
仕様書番号	SKS-9-00033	

指定事項：本調達は、次による。

2 役務に関する要求

2.1 対象品目及び数量等

対象品目及び数量等は、表 2 による。

表 2－対象品目及び数量等

物品番号・品名	型 式 等	数 量	設置場所
冷暖房装置，天井カセット 2 方向，1．8馬力	メーカー：日立 室内機：RCID-AP45K1	1 4	沖縄海洋観測所 幹部隊舎

2.2 役務の内容

役務の内容は、対象品目を分解後、機器内部の清掃を行い、表 3 に示す部品等を取扱説明書に基づき交換し、原状に復旧する。また、清掃及び部品交換中に発見された不具合については、不具合箇所対策表（付図 3）を作成し監督官へ提出する。

なお、消耗品については新替える。

表 3－交換部品等

番号	品目名	規格等	単位	数量	作業場所
1	ドレンポンプ	P27852	E A	1 4	幹部隊舎
2	フロートスイッチ	P24311			
3	サーミスタ（スイコミ）	P22447			
4	サーミスタ（フキダシ）	P23317			
5	サーミスタ（ガスカン）	P29019			
6	サーミスタ（トウケツ）	P29021			

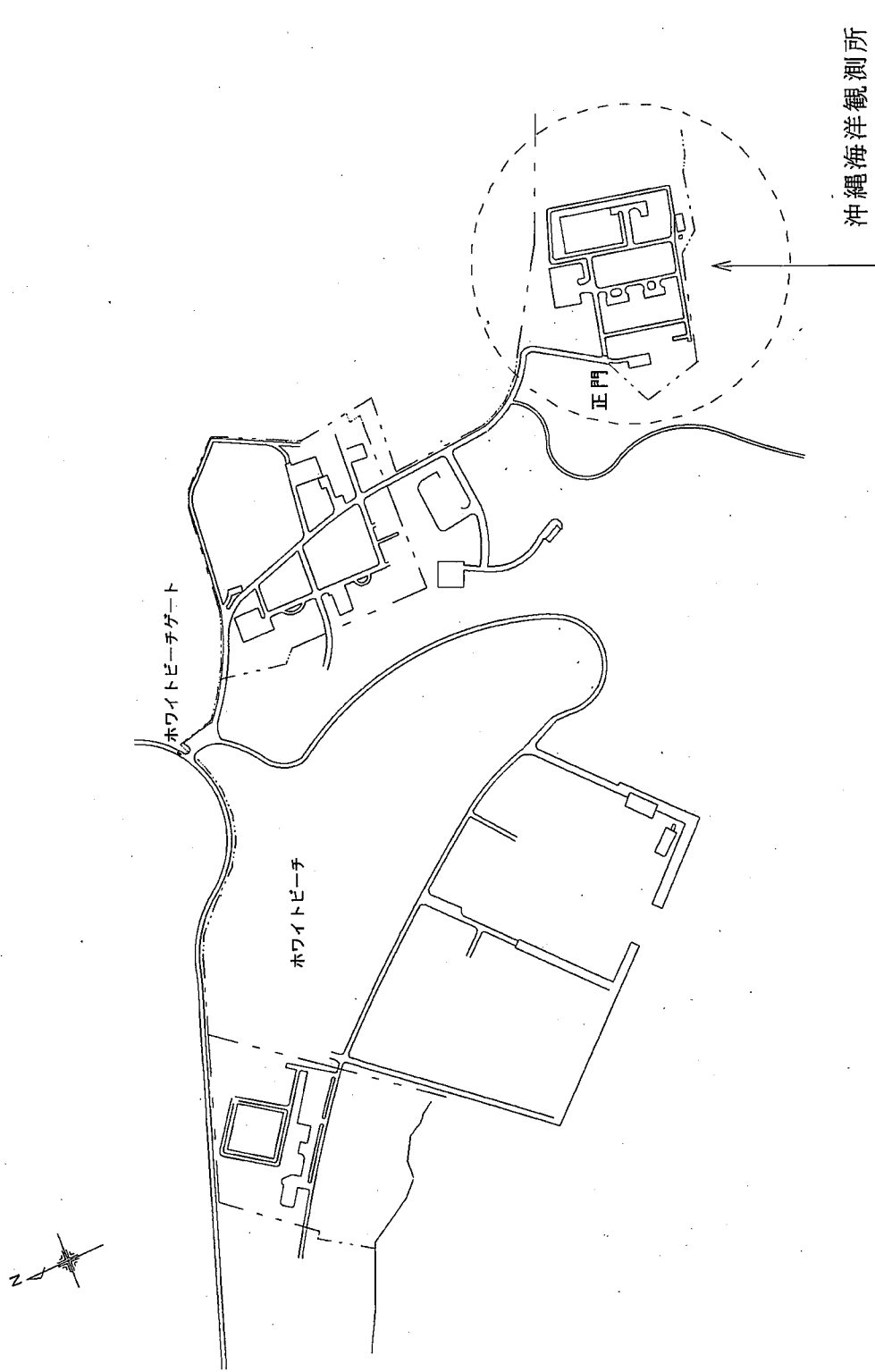
2.3 対象期間及び時間等

契約締結日～令和 9 年 1 月 2 9 日（金）の間の官側の定める期間とし、時間は 0 8 0 0 ～ 1 1 4 5・1 3 0 0～1 6 4 5 及び官側の定める時間とする。

2.4 履行場所

沖縄海洋観測所（付図 1，付図 2）とする。

「工事関係者以外不許複製」

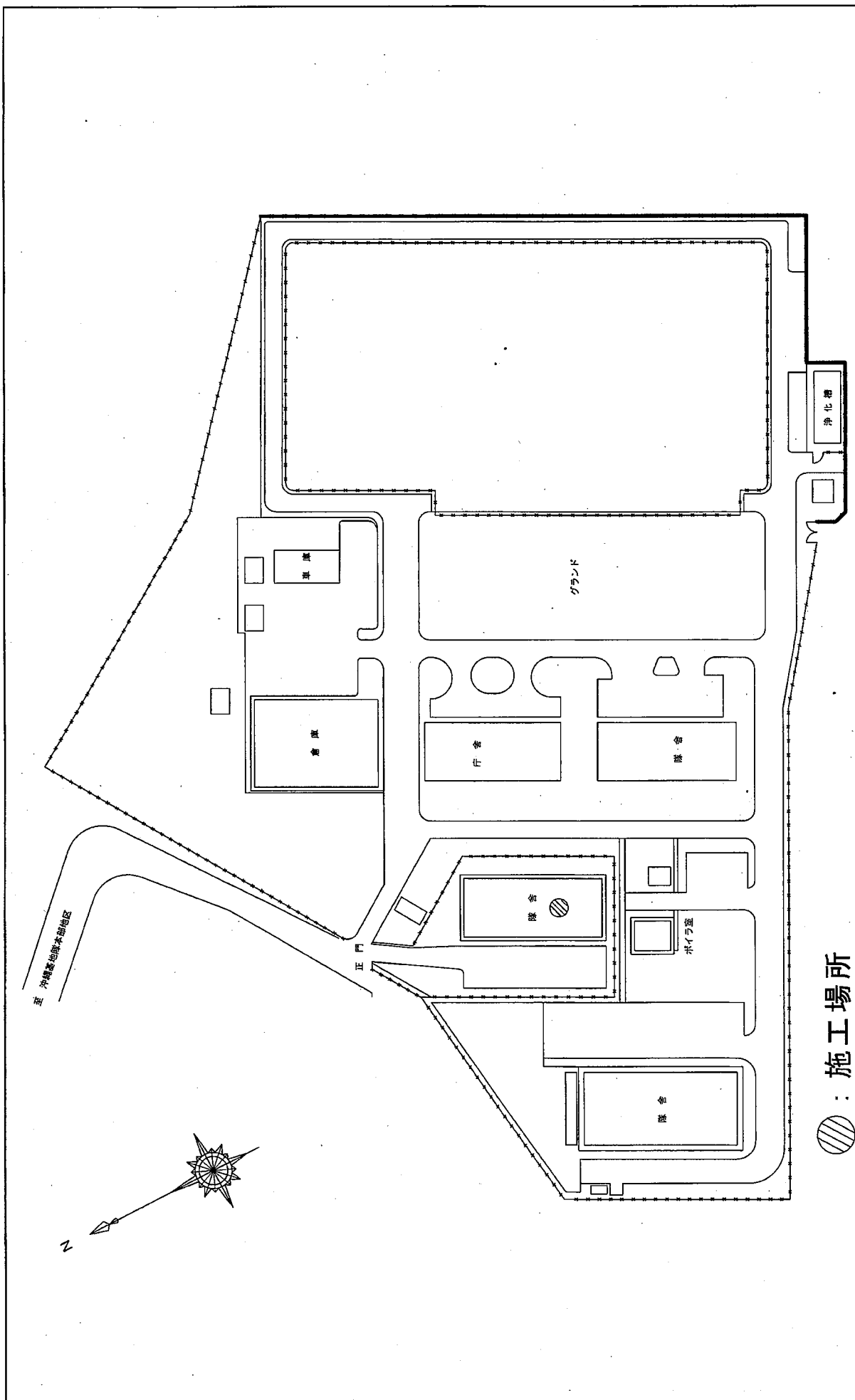


付図1—履行場所（外観図）

「工事関係者以外不許複製」

施 工 場 所 平 面 図 S : 1 / 1 , 0 0 0

付図2—履行場所（施工場所）



○：施工場所

不 具 合 箇 所 対 策 表

修理前調査	
部品検査	

監督官	検査官

令和 年 月 日

契約件名:
機 器 名 :

構成部品	番号	回路 番号	物品番号	部品名	不具合	数量	対 策 処 置							備 考
							官 給	購 入	製 作	輸 入	修 理	現 状	流 用	

付図 3－不具合箇所対策表